

重点提案・要望書

低迷を続けてきた我が国の経済は、穏やかな回復基調が続いているものの、実態を伴う本格的な回復軌道に乗っているとは言い難い状況にあり、今後その成果を地域の隅々まで広げ、元気な地方を創るしっかりとした対応が必要とされています。

一方、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口流出、脆弱な財政基盤、基幹産業である農林業の衰退など極めて厳しい状況が続いており、町村が自らの地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限発揮して「地方創生」の取組を進める必要があります。

町村は、長い歴史が育んできた独自の文化を守りながら、国土と自然を守り、食料の安定供給や水資源の涵養など国民生活を支える重要な役割を果たしてきており、今後もこうした役割を果たし続けていくことが我々の使命であります。

我々町村長は、先人達の尊い営みにより築き上げられた財産を次世代に引き継ぎ、住民の一人ひとりが、豊かさゆとりを実感できる安心・安全な地域づくりを進めるため、全力を尽くす決意であります。

「町村の繁栄こそが、日本全体の繁栄の原点」であり、県内町村が将来にわたり住民の期待に応えていくためには、町村自治の確立とその前提となる財政基盤の強化が不可欠であることから、別記事項について、長野県町村長の総意として要望いたしますので、来年度の施策・予算に反映いただくようお願い申し上げます。

平成27年11月26日

長野県町村会

会長 藤原 忠彦

重点提案・要望項目

| | | |
|---|--|----|
| 1 | 東日本大震災、長野県北部地震、神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興と防災対策の強化 | 1 |
| 2 | 地方創生の実現 | 3 |
| 3 | 教育環境の整備 | 6 |
| 4 | 地域医療・保健体制の充実 | 8 |
| 5 | 野生鳥獣被害対策の推進 | 11 |
| 6 | 森林・林業対策の推進 | 13 |
| 7 | 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実 | 15 |
| 8 | 砂防施設の整備促進 | 18 |

1 東日本大震災、長野県北部地震、神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興と防災対策の強化

< 提案・要望内容 >

- 1 東日本大震災、長野県北部地震、神城断層地震からの復興
 - (1) 地域の主体性を生かした復興が計画的かつ着実に行えるよう、万全の予算措置を講じるとともに、被災地の復興事業の執行状況を十分把握し、復興の加速化に向けて、有効な対策を早急に講じること。
 - (2) 被災した町村の復興計画に基づく事業等が、計画的かつ円滑に推進できるよう、更なる財政措置を講じること。
 - (3) 避難の長期化に伴って深刻化している住居、雇用、医療等にかかる避難住民の切実な不安を解消するため、法律に基づく支援を講じること。
- 2 御嶽山噴火災害からの復興と防災対策の強化
 - (1) 被災地域における一日も早い復旧・復興に向け、火山防災協議会での意見聴取を経て策定された地域防災計画に対し、柔軟な財政措置や技術支援を充実させること。
 - (2) 御嶽山の火山観測体制について、火山専門家などによる観測監視体制を強化するとともに、国、県及び地元町村と緊密な連絡、連携体制を維持し、更なる災害対策に努めること。
 - (3) 木曾地域における御嶽山噴火災害による観光産業を始めとした風評被害への対策強化を図るとともに、地元町村での観光復興事業に対し、必要な法整備・財政支援を行うこと。
 - (4) 登山者等への確実な情報伝達等確保のための整備、また登山者等の安全確保のための火山安全設備（シェ

ルター等)に対する技術的・財政的支援を拡充すること。

- (5) 御嶽山噴火災害の犠牲者、被災者は長野県内外の広範囲に居住しており、犠牲者の家族や被災者等に対する心のケアなどの支援について、国としても支援策を講じること。

<現況・課題>

東日本大震災から4年余が経過し、被災地では、本格的な復興に向けた取り組みが継続されていますが、山積する諸課題の解決に向けて、今後も国と地方が総力を結集して取り組む必要があります。

長野県北部地震で被災した栄村については、平成24年10月に「栄村震災復興計画」が策定され、計画に基づく復興事業が進められているところですが、更なる復興に向けた事業の計画的かつ柔軟で迅速な執行が必要です。

また、平成26年11月22日には神城断層地震が発生し、家屋の全半壊などにより多数の負傷者が発生したほか、各地で道路の損壊や土砂崩落が生じ、未だに住民生活へ大きな影響を及ぼしており、一日も早い復旧が望まれます。

被災地の栄村、白馬村、小谷村等では、道路改良等のインフラや河川施設の復旧、農地・農業用施設の復旧、二次土砂災害対策、林道復旧等に着手していますが、計画的かつ着実に復旧・復興を進めていくためにも、一層の支援が必要であります。

平成26年9月27日、突如発生した御嶽山の噴火は、秋の行楽期にあって多くの登山者等を巻き込み、これまで経験したことのない多数の人的被害を生ずる戦後最悪の噴火災害となりました。

地元町村では、発災直後から国、県をはじめ、自衛隊、警察、消防との連携のもと、総力を上げて、被災者、行方不明者の救助・捜索活動を行うとともに、地元住民の安全確保などに、迅速な対応がなされてきたところであります。

噴火による影響は、地域を支える観光業などにも及び、地域雇用や産業の衰退と言った大きな影響が長期にわたることも懸念され、その影響も広範囲に及ぶ可能性もあることから、県下総力を上げ対策を講じなければなりません。

2 地方創生の実現

< 提案・要望内容 >

- 1 実効性のある地方創生への取り組み
 - (1) 地方創生を実現するため、全ての町村がその自主性・主体性を発揮できるよう、国は制度的、財政的に支援するとともに、幹線道路等のインフラ整備や健康で文化的な最低限の生活を保障する根幹的な施策は、ナショナルミニマムとして国が担うべき役割を十分に果たすこと。
 - (2) 町村における地方創生の取り組みを、着実に継続的に実施するため、既存の制度では実施が難しい複合的事業や、多様な主体による協働や自治体間連携による事業などに幅広く活用できるよう、自由度の高い包括的な交付金・事業債を創設し、少なくとも当面の5年間を見据えた政策展開が図れるよう、継続的なものとする。
 - (3) 交付金・事業債の制度設計等にあたり、あらかじめ地方の意見を十分に聴き、それらを制度に取り込むこと。また制度の趣旨や財源見込み、交付状況や交付理由等を速やかに示すこと。
- 2 人口減少対策の推進
 - (1) 地方から東京圏への人口流出（特に若い世代）に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、政府機能、本社移転等に対し、法制度や財政支援などの抜本的な対策を講じること。
 - (2) 市町村が地域の実情に応じ、子育て支援サービスを安定的に実施できるよう、「子ども・子育て支援新制度」の質の充実など、子育て支援策の拡充と財源措置を講じること。
 - (3) 地方公共団体が行う先駆的な取り組みを支援する「地域少子化対策強化事業」について、地方からの意

見等を踏まえて本制度を検証したうえで、地方が地域の实情に応じて取り組む様々な対策を支援するために継続的な財源を確保すること。

- (4) 大都市圏から地方への人口還流を促進し、地域の活性化を図るため、移住交流者の受け入れ態勢支援を充実すること。特に、高齢者の移住の受け入れについて、受け入れ町村の財政負担に配慮した仕組みを構築・充実すること。

3 人口定着に向けた地域経済・雇用対策の推進

- (1) 地域資源を活用した新たなビジネスによる地域雇用の創出を図るため、地方創生に関連したきめの細かい支援を行うこと。
- (2) 地域の活性化を図るため、商業基盤の整備や空き店舗の利活用など、地域コミュニティの再構築を含めた、商店街の活性化に対する支援の拡充を図ること。
- (3) 外国人研修・技能実習制度について、それぞれの地域における労働環境や業種を踏まえた制度となるよう、継続期間の算定方法などの見直しを行うこと。

<現況・課題>

今、我が国が直面している人口急減への対応は、国と地方がともに総力を挙げて取り組むべき最重要課題であります。

我々町村は、かねてより地域の实情に応じた人口減少の克服と地域の活性化に取り組んできましたが、さらに今年度は「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、全力でこの課題解決に取り組む必要があります。

また、町村が策定した計画を長期的視点のもとに実施し、その成果を出すためには、国と県、市町村相互の緊密な連携・協力が必要不可欠であるとともに、国において、町村が主体的に実施する施策を財政的・制度的に支援し、弊害となる規制や省庁間の縦割りを廃し、地方の目線に立った実効性のある政策を速やかに実施することが必要であります。

多様な地域社会が健全に存続し、活力と魅力ある農山村を次世代に

引き継ぐために、その具体的な事業を推進していく上で、真に地方に必要な国の政策展開と財政支援が必要であります。

我が国においては、急速に少子化が進んでおり、これに伴う世帯規模の縮小や地域社会の活力の低下衰退、生産年齢人口や労働力人口の減少などから、経済成長にマイナスの影響や、社会保障に係る現役世代の負担の増大が懸念されています。

町村が策定する「地方版総合戦略」によって、人口減少対策の一環として、結婚支援、ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画社会づくり、若者の就労支援等の施策とともに、子育ての価値や魅力についての啓発活動など、総合的な施策を推進する必要があります。

地方が、地域の実情に応じて、出会いから、結婚、妊娠・出産、子育て、雇用対策を含めた総合的な対策を単年度に限らず中期的に展開すべきであり、国においては、地方が独自に行う様々な取り組みに要する財源を継続的に確保するなど、積極的な支援が望まれます。

昨今の我が国の経済情勢は、これまでの長期にわたる景気の低迷から緩やかに回復しているものの、農山村地域における農林業や商工業は、過疎化・高齢化の進行等により、著しく衰退しているのが現状です。

地方創生により人口減少・少子高齢化を食い止め、都市圏からの定住促進を促していくためには、農山村の地域資源を生かした新たな雇用創出と、地域コミュニティ拠点としての役割を持つ中小小売店や商店街などの地域産業の再生が必要であります。

活気ある農山村地域を取り戻し、地方創生の観点である「稼ぐ力」、「地域の総合力」、「民の知見」を引き出すため、計画に基づく地域の主体的な取り組みに対し、財政面や制度面での積極的な支援が求められます。

また、外国人研修・技能研修制度については、営農形態の特殊性等により連続期間の技能実習が困難である場合、技能実習2号への在留資格変更の条件である1年間が継続できず、制度活用による技能等の習熟に至らないという現状があります。

3 教育環境の整備

< 提案・要望内容 >

1 小中学校の教員配置基準の拡充

(1) 教員の質を向上させるとともに、義務教育における学級編制基準を引き続き見直し、正規教員を増員配置する中で、1学級あたりの児童・生徒数をOECD平均並みにすることを目指し、指導体制を充実させること。

また、地域コミュニティの中核を担う小中学校は、地方創生においても重要な役割を果たすため、機械的に教職員を減らすことなく、適切な財政措置を講じること。

(2) 複式学級の学級編成の標準を引き下げ、教員配置基準の拡充を図ること。

(3) スクールカウンセラーや特別支援教育支援員など、学習指導・生徒指導両面で役割を果たす専門スタッフの配置を充実させること。

(4) 準要保護児童生徒に対する就学援助費について、現在は地方交付税の基準財政需要額に算入されているが、就学援助制度の運用に関し財政力等による地域間格差を生じさせないよう改善策を講じること。

(5) 小学校の外国語活動において、ALT等を積極的に活用できるようにするため、民間委託等による配置に対し、財政支援を講ずること。

< 現況・課題 >

21世紀を切り拓く心豊かでたくましい子どもの育成を目指すため、個性を生かし、育てる教育環境を整備するとともに、人々があらゆる場所において学習できる環境を整え、社会全体の活性化を図っていくことが重要であります。

教員の配置基準について、現在、我が国では法律により公立小学校1年生における35人規模学級を導入していますが、本県では国に先駆

け、小・中学校すべての学年で「30人規模学級編制」を導入しています。こうした背景もあって、本県は臨時的任用等の教員の数・割合が年々増加しており、教育の質を確保するためには正規教員の拡充を進め、また、1学級あたりの児童・生徒数をOECD（経済協力開発機構）並みとする必要があります。

準要保護児童生徒に対する就学援助費については、地方交付税により財政措置され、その単位費用の額も明示されていますが、就学援助費の給付対象者は依然増加傾向にある中で、認定や給付内容に国レベルでの一定の基準がないため、自治体の裁量に委ねられているのが現状です。町村の財政力や財源の優先付け等により、制度運用に関する地域間格差が生じている状況があり、制度の改善が必要であります。

民間委託によるALT活用については、地方交付税措置がないため、全額町村費負担となっており、ALTを増員したくても財源確保が難しい状況です。

<参 考>

1 教員配置基準（平成27年度）

学級定員

| 国 基 準 | 県 基 準 |
|--|--|
| ○ 普通学級 小学校1学年 <u>35人</u> 小学校2学年～6学年 <u>40人</u> 中学校全学年 40人 | ○ 普通学級 小学校1～6学年 <u>35人</u> 中学校1～3学年 <u>35人</u> |
| ○ 複式学級 小学校 1学年を含む場合 8人 <u>その他16人</u> 中学校 全学年 8人 | ○ 複式学級 小学校全学年 <u>8人</u> 中学校全学年 8人 |

4 地域医療・保健体制の充実

< 提案・要望内容 >

1 医師の確保

国立大学の独立行政法人化以降、医師が大学付属医院へ配置され、相対的に地域医療機関の医師が不足している状況に鑑み、地域別、診療科別の医師の偏在を是正するため、中小公立病院を中心に適正な配置が行えるよう、一定期間、医師不足地域への勤務を義務付けることや、女性医師の就業環境整備を進めるなど実効性のある対策を講じること。

また、産婦人科医のように医師不足が深刻な診療科や地域の特性に配慮した、より適切な診療報酬上の評価を行うこと。

2 保健師等の確保

保健師、助産師、看護師等の養成・確保を図るとともに、働き続けられる就労環境の整備を促進し、職場への定着化を図ること。

また、潜在看護師等の復職支援や再就業対策について適切な措置を講じるとともに財政的支援を充実すること。

< 現況・課題 >

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、医療サービスに対する需要の多様化、医療技術の高度化等を背景に、医師の育成、確保が求められています。

このような中、本県の医師数の状況を見ると、医師総数自体は緩やかに増加していますが、都道府県別の全国順位では31位と依然低く、都市部に医師が集中する地理的偏在が顕著であり、地域の拠点病院・診療所等において医師が不足しており、とりわけ救急科や産科、小児科、外科、麻酔科などは深刻な状況にあります。

については、国において、医師不足地域に十分配慮したきめ細やかな

制度を講じるなど、実効性を高めるような仕組みを早急に構築することが必要であります。

また、保健師の状況を見ると、本県は全国的に高い水準にあります。が、偏在が顕著であり、小規模町村の拠点病院・診療所等においては、保健師が不足している状況であります。

については、国において、保健師不足地域に十分配慮したきめ細やかな施策を講じるとともに、保健師の養成確保と勤務環境の改善が必要であります。

< 町村における診療科別の医師数及び不足医師数の状況 >

内科・外科・麻酔科・救急科などの医師不足は、手術や入院患者への対応に支障がでているほか、在宅患者への十分な診療を行えない状況。

また、特に深刻な小児科・産婦人科の医師不足は、少子化をより一層加速させる要因であり、人材の確保は喫緊の課題。

< 長野県の医師数 >

医療施設従事医師数の年次推移

(単位：人)

| 年 度 | H14 | H16 | H18 | H20 | H22 | H24 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 医 師 数 | 3,914 | 4,019 | 4,159 | 4,264 | 4,412 | 4,508 |
| 対人口 10 万人① | 176.5 | 181.8 | 190.0 | 196.4 | 205.0 | 211.4 |
| (全国の対人口 10 万人②) | 195.8 | 201.0 | 206.3 | 212.9 | 219.0 | 226.5 |
| 全国平均との差(①-②) | ▲19.3 | ▲19.2 | ▲16.3 | ▲16.5 | ▲14.0 | ▲15.1 |
| 全国順位 | 35 位 | 35 位 | 33 位 | 33 位 | 33 位 | 31 位 |

＜町村における病院・診療所の医師の状況＞（H24年9月調査）

（1）診療科別の医師数及び不足医師数【8病院・32診療所】

内科・外科・麻酔科・救急科などの医師不足は、手術や入院患者への対応に支障がでているほか、在宅患者への十分な診療を行えない状況。

また、特に深刻な小児科・産婦人科の医師不足は、少子化をより一層加速させる要因であり、人材の確保は喫緊の課題。

※産婦人科医の数は人口10万人あたり、全国8.6人、長野県8.9人

| 24年度 | 常勤 医師 人 | 非常勤 医師 人 | 不足 医師数 人 | 24年度 | 常勤 医師 人 | 非常勤 医師 人 | 不足 医師数 人 |
|-------|---------------|----------------|----------------|-------|---------------|----------------|----------------|
| 内科 | 53 | 34 | 12 | 耳鼻咽喉科 | 1 | 3 | 3 |
| 小児科 | 9 | 6 | 3 | 皮膚科 | 2 | 2 | 1 |
| 外科 | 23 | 5 | 6 | 泌尿器科 | 2 | 2 | 2 |
| 整形外科 | 23 | 10 | 8 | 放射線科 | 2 | 0 | 1 |
| 形成外科 | 2 | 2 | 1 | 麻酔科 | 5 | 2 | 3 |
| 脳神経外科 | 6 | 6 | 2 | 病理科 | 1 | 1 | 1 |
| 産婦人科 | 6 | 2 | 6 | 救急 | 8 | 1 | 1 |
| 眼科 | 2 | 11 | 4 | 合計 | 124 | 77 | 42 |

（2）医師確保に向けた町村での主な取組内容

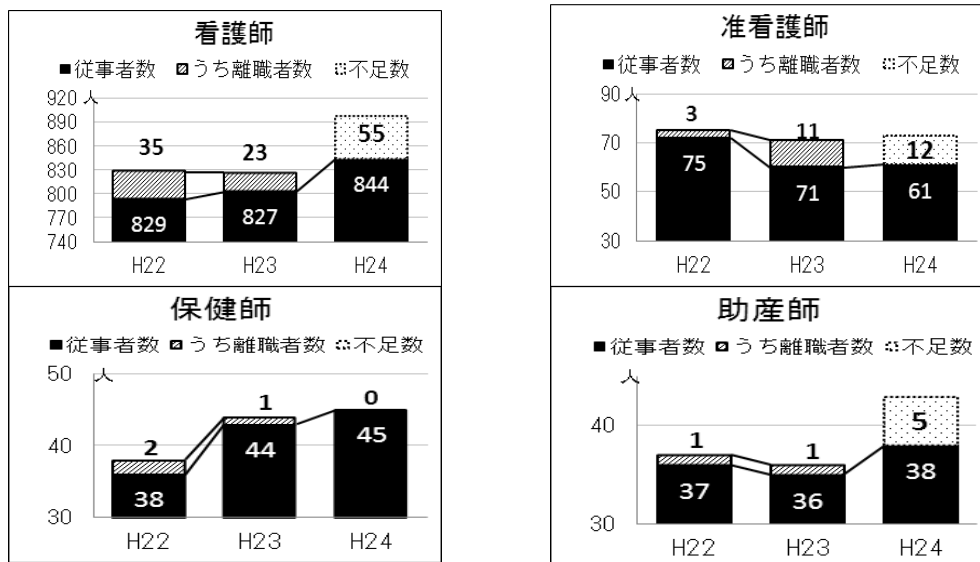
- 県関係機関、民間、大学等と連携した医師等の募集及びホームページ等への広告掲載
- 医師等への業務手当の増額、住宅家賃の負担、院内保育所の運営
- 初期救急受入に要する費用等、また、施設整備・医療機器導入に係る財政支援
- 医師、看護師・保健師等への修学資金貸与制度

＜町村における病院・診療所の状況調査＞（H24年9月調査実施58町村より回答）

◇看護職員数及び離職者数の推移と不足数【8病院・32診療所】

結婚、妊娠・出産、他病院への転職（過酷な労働条件・労働環境による）等、離職に伴う人材を確保することが困難な状況。

人材不足により十分な医療体制の確保ができず、看護職員への負担が増大している。



5 野生鳥獣被害対策の推進

< 提案・要望内容 >

1 野生鳥獣被害対策の拡充

野生鳥獣による被害は、経済的損失にとどまらず、農林業従事者の意欲の減退や耕作放棄地の増加要因ともなるため、町村が被害防止計画に基づく取り組みを積極的に推進できるよう、鳥獣被害防止総合対策を一層推進するとともに鳥獣被害対策に関する交付金予算を十分確保すること。

2 国主導による広域捕獲の強化

国立公園や国有林等の国が面的管理をする地域等については、関係地方公共団体との十分な連携のもと、国主導により鳥獣被害対策を講じること。

3 駆除従事者の育成・確保

駆除従事者の減少・高齢化が進んでいることから、担い手対策及び新規銃猟者の確保をするための支援を強化すること。

< 現況・課題 >

野生鳥獣による農林業被害は減少傾向にありますが、被害額の多くを占めるニホンジカによる被害については、適正な生息密度へ誘導する個体数管理が必要不可欠であります。

これまで町村は、被害防止計画に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しながら侵入防止柵の整備や研修会の開催など、地域ぐるみの被害防止活動を進めてきましたが、今後も継続的に被害対策に取り組んでいくためにも、予算の確保が必要であります。

また、改正鳥獣保護法により、野生鳥獣の捕獲対策の強化が図られましたが、引き続き駆除従事者の育成・確保は大きな課題であるとともに、有効な技術の開発や専門家の育成が望まれます。

更には、生息域の拡大を効率的に防止するため、国や他県等と連携した広域的な捕獲対策の推進が必要であります。

<参 考>

1 鳥獣被害防止総合対策交付金

(1) 国予算の状況

| 年 度 | H25 | H26 | H27 |
|-----|-------|-------|-------|
| 予算額 | 95 億円 | 95 億円 | 95 億円 |

(2) 長野県の状況 (平成 27 年度) (千円)

| 項 目 | 要望額 (A) | 内示額 (B) | B/A |
|------|---------|---------|-----|
| 推進事業 | 88,845 | 88,845 | 100 |
| 捕獲事業 | 240,487 | 138,040 | 57 |
| 整備事業 | 258,759 | 167,881 | 65 |
| 合 計 | 588,091 | 394,766 | 67 |

2 野生鳥獣による農林業被害の状況 (単位: 千円)

| 年 度 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 農作物被害 | 931,166 | 852,900 | 794,203 | 733,950 | 706,915 |
| 森林被害 | 559,960 | 564,780 | 470,389 | 414,208 | 362,562 |
| 合 計 | 1,491,126 | 1,417,680 | 1,264,592 | 1,148,158 | 1,069,477 |

このほか、農林業被害がもたらす生産者の意欲の減退や耕作放棄地の発生、林木の剥皮による森林の水度保全機能の低下など、金額で表せない被害も深刻である。

3 ニホンジカの捕獲頭数の推移 (頭)

| 年 度 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 狩猟捕獲 | 6,086 | 6,859 | 6,895 | 7,495 | 9,445 |
| 個体数調整 | 14,434 | 20,308 | 26,773 | 32,168 | 30,061 |
| 合 計 | 20,520 | 27,167 | 33,668 | 39,663 | 39,506 |

4 狩猟者登録数と 60 歳以上の割合

| 年 度 | H16 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 登 録 数 | 6,901 件 | 6,046 件 | 6,045 件 | 5,925 件 | 5,788 件 |
| 60 歳以上割合 | 50% | 64% | 65% | 64% | 65% |

6 森林・林業対策の推進

< 提案・要望内容 >

- 1 地域の実態に即した新たな森林・林業基本計画の策定
森林・林業基本計画の見直しにあたっては、地域の実情を十分踏まえ、林業・木材産業の再生や山村の活性化が図られるよう、実効性のある計画を策定すること。
- 2 国産木材の利用推進
国産材の安定供給体制を確立するとともに、公共建物等への国産材の利用を促進するため、公共・公用施設を新改築する町村に対する財政支援を拡充すること。
- 3 森林病虫害対策の推進
松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病虫害被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換・被害木の利用等を促進すること。
- 4 治山事業の推進
集中豪雨や地震などの自然災害に起因する山地災害を未然に防ぎ、地域住民の安全と財産を守るため、山地災害危険地区における治山事業を確実に実施できるよう所要額を確保すること。

< 現況・課題 >

林業の採算性が悪化し、林業・木材産業の低迷が続く中で、国が「森林・林業再生プラン」において掲げる木材自給率 50 パーセント以上の目標を達成するためには、国産産材の効率的で安定的な供給体制と利用促進が不可欠であります。

このため、地域で適正に伐採・生産された原木を低コストで加工し、付加価値を高め、供給していく仕組みを確立し、力強い地域の林業・木材産業を再構築していく必要があります。

長野県における松くい虫の被害は、昭和 56 年に旧木曾郡山口村で確認されて以来、被害区域が拡大するとともに、被害量が増大してきました。近年は、毎年 6 万 m³程度の被害があり、都道府県別では全国 2 番目の被害量となっています。

被害拡大を解消するために、未発生地域における予防対策とともに、より効果的な駆除技術の開発や樹種転換等の促進、被害市町村が連携した防除対策が行える体制整備が必要です。

長野県は県土の約 8 割が森林であり、起伏に富んだ急峻な地形や複雑な地質構造から、災害が非常に発生しやすい地理的条件にあります。これに加え、特に近年は梅雨や台風等による局地的な集中豪雨が頻発し、本県においても大規模な山地災害が発生しており、既存の施設の老朽化対策も含めた治山事業の推進が必要です。

<参 考>

1 素材生産量の推移(実績・計画)

| 年 度 | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 | H24 | H27 目標 |
|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 生産量(千 m ³) | 685 | 478 | 325 | 262 | 293 | 364 | 600 |

2 木材加工工場数と製材品出荷量の推移(実績・計画)

製材工場数は年々減少し、それに伴い製品出荷量も減少。また、平成 27 年度の製品出荷目標量は 15 万 m³。

| 年 度 | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 | H24 | H27 目標 |
|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 工場数(箇所) | 595 | 499 | 381 | 273 | 185 | 175 | — |
| 出荷量(千 m ³) | 657 | 543 | 326 | 184 | 109 | 106 | 150 |

3 長野県内の松くい虫被害の状況・対策

長野県における松くい虫被害は、昭和 56 年度の確認以来年々増加し、平成 7 年度には 5 万 7 千 m³、平成 20 年度には 6 万 3 千 m³となり、その後 6 万 m³程度で推移してきたが、平成 25 年度にそれまでの最高となる 7 万 8 千 m³となった。

被害市町村数も 50 市町村に達するなど、憂慮すべき状態にある。

〔被害の推移〕

| 年 度 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 被害材積(m ³) | 63,641 | 59,991 | 60,546 | 60,459 | 64,741 | 78,870 |

4 山地災害危険地区の整備状況

長野県は急峻な地形、複雑な地質構造等により、山腹崩壊、地すべりや土石流による山地災害のおそれがある危険地区が多く、県内民有林には 7,414 箇所存在。うち、着手済は 4,799 箇所(65%)で、整備済は 1,454 箇所(20%)(H26 年 4 月現在)。

7 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実

< 提案・要望内容 >

1 道路の整備促進

- (1) 中部横断自動車道、中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の早期整備を図ること。
- (2) 国道 18・19・20・153・158 号の直轄事業を着実に進めること。
- (3) 国道、県道及び市町村道の均衡ある整備促進を図るとともに、町村が必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金の必要額を確保すること。

2 リニア中央新幹線関連道路等の整備促進

リニア中央新幹線の開通効果が県内各地に広く波及するよう、アクセス道路やリニア駅の関連施設等の整備促進を図ること。

また、工事期間中の安全対策や環境への影響について十分配慮するとともに、地元自治体の意見を十分勘案するよう、JR東海への指導・監督を行うこと。

3 インフラ老朽化対策の充実

急速に進む社会資本の老朽化に対して、適切な維持管理や計画的な修繕更新等を着実に実施するとともに、現場を担う人材不足の解消のため、継続的に人材を育成・確保し、長期的・計画的に事業推進できる仕組みを構築すること。

また、町村が老朽化対策を計画的に実施できるよう、さらなる財政支援の拡充を図ること。

< 現況・課題 >

道路は、産業基盤の形成や国民生活の利便性の向上、災害時における緊急輸送や救急医療など、欠くことのできない重要な社会基盤であります。長野県内の道路網は未供用区間も多く存在し、そのネットワーク機能が十分発揮されるには至っておりません。

また、社会資本整備総合交付金の配当額が、要望額に到底満たない状況にあり、道路建設にあたっての用地買収や橋梁の架橋が計画通りに進まない状況となっています。

道路網の整備を「費用対効果」で画一的に捉えることなく、地域の実情を十分考慮し、遅れている町村の道路整備を一層推していく必要があります。

リニア中央新幹線による利便性の向上や経済効果をより広範囲に波及させるためには、長野県内各地から中間駅への幹線道路等の整備や、隣接県との連携を図る必要があります。

また、建設中の工事車両の通過等による周辺的生活環境の悪化や、トンネル工事等による水源への影響が懸念されることから、事業主体であるJR東海に対する管理監督を行う必要があります。

地域の生活・産業活動を支える社会資本は、多くが高度経済成長期に整備されており、老朽化が急速に進んでいます。

しかしながら、その社会資本の大半を管理する市町村では、点検・補修業務を担う技術職員が不足していることから、財源の確保とともに、国・県・市町村が情報や技術を共有・協力して老朽化対策を計画的に実施していく必要があります。

< 参 考 >

1 長野県内の道路整備水準

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

○道路延長

| 高速自動車道 |
|----------------------------------|
| 317km〔都道府県別 6 位〕 (全国平均 178km) |

| 国・県道 (指定区間を除く) |
|--------------------------------------|
| 5,149km〔都道府県別 5 位〕 (全国平均 3,432km) |

○改良率 (車道幅員 5.5m 以上)

| 国・県道 (指定区間を除く) |
|-----------------------------------|
| 65.9%〔都道府県別 35 位〕 (全国平均 72.8%) |

| 市町村道 |
|-----------------------------------|
| 11.0%〔都道府県別 42 位〕 (全国平均 18.0%) |

2 リニア中央新幹線の経緯と予定

| | |
|----------|------------------------------------|
| H23年 5月 | 国土交通大臣、JR東海を建設・営業主体に指名 同社に建設の指示 |
| H26年 10月 | 国土交通大臣による工事実施計画の認可 |
| H27年～ | リニア駅周辺整備・リニア関連の道路整備 |
| H39年 | 東京一名古屋間開業予定 |

3 橋梁修繕等事業実施状況

(単位：百万円)

| | 橋梁補修 | 舗装修繕 | 点検・計画 | 道路防災 | 修繕系計 | 道路事業費に 占める修繕費率 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------------|
| H23年度 | 224 | 237 | 159 | 505 | 1,145 | 18.2% |
| H24年度 | 681 | 568 | 301 | 993 | 2,544 | 36.2% |
| H25年度 | 1,750 | 652 | 88 | 993 | 3,484 | 40.0% |
| H26年度 | 1,401 | 603 | 587 | 1,097 | 3,688 | 41.1% |
| H27年度 | 2,496 | 1,468 | 126 | 1,854 | 5,944 | 40.1% |

※H23～H25は精算額、H26は当初内示、H27は概算要望額、事業費は社会資本整備総合交付金

8 砂防施設の整備促進

< 提案・要望内容 >

- 1 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設の整備や深層崩壊対策など、土砂災害対策を推進すること。
- 2 土砂災害特別警戒区域内にある災害時要援護者関連施設の安全性を確保するため、優先的・計画的に砂防事業等を推進すること。
- 3 局地的な大雨を予測し、水害や土砂災害に対する住民等の避難行動の円滑化のため、雨量観測網の高度化を図ること。

< 現況・課題 >

長野県は急峻な地形と脆弱な地質のため、土砂災害危険箇所が多く分布しており、特に地すべり危険箇所は都道府県別で最も多い状況にあります。

このような中で、土砂災害危険箇所の整備率は2割程度であり、事業費についても横ばいが続く厳しい状況ではありますが、特に緊急性の高い箇所は優先的に整備していく必要があります。

近年、集中豪雨や局所的な大雨による水害や土砂災害等が頻発している中で、町村長による避難勧告等については、正確な雨量予測が重要な判断指標の一つとなるため、局地的な大雨を予測できる精度の高い雨量観測網の構築が必要であります。

< 参 考 >

- 1 長野県の土砂災害危険箇所及び整備率 (平成26年3月末現在)

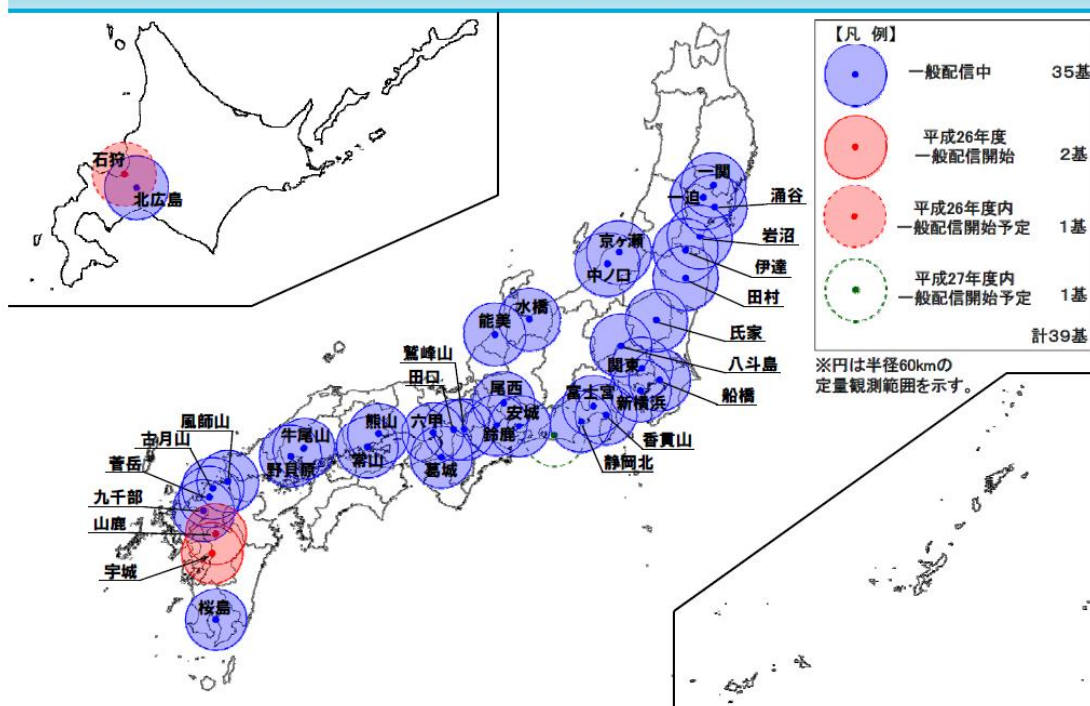
| 種 別 | 危険箇所数 | 要整備量 | 整備済量 | 整備率 |
|------------|----------|----------|---------|-------|
| 土石流危険溪流 | 5,912 溪流 | 4,027 溪流 | 851 溪流 | 21.1% |
| 地すべり危険箇所 | 1,241 箇所 | 33,368ha | 8,492ha | 25.4% |
| 急傾斜地崩壊危険箇所 | 8,868 箇所 | 2,634 箇所 | 633 箇所 | 24.0% |
| 雪崩危険箇所 | 1,840 箇所 | 1,292 箇所 | 20 箇所 | 1.5% |

2 砂防等事業による対策工事の実施状況 (平成26年4月現在、単位：施設)

| 区 分 | 合 計 | 事象別 | | |
|--------------------------|-----|-----|------|---------|
| | | 土石流 | 地すべり | 急傾斜地の崩壊 |
| 土砂災害の恐れのある災害時要援護者関連施設 | 658 | 448 | 77 | 260 |
| 上記のうち対策工事に着手した施設(A) | 256 | 195 | 16 | 56 |
| (A)のうち土砂災害警戒区域に立地する施設 | 565 | 383 | 21 | 231 |
| 上記のうち対策工事に着手した施設数(B) | 237 | 190 | 6 | 49 |
| (B)のうち土砂災害特別警戒区域に立地する施設数 | 70 | 8 | — | 62 |
| 上記のうち対策工事に着手した施設数 | 23 | 5 | — | 18 |

3 雨量観測網

XRAINの整備状況(平成27年度一般配信開始予定含む)



雨量をリアルタイムに観測できる「XRAIN」の観測用電波は波長が短く、山岳等において遮蔽されやすい特徴があり、長野県においては、その効果を発揮しにくいとされている。